

延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場指定管理者仕様書

延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場（以下「鹿川キャンプ場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 鹿川キャンプ場の管理に関する基本的な考え方

鹿川キャンプ場を管理するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 鹿川キャンプ場が、森林の優れた景観のなか、豊かな自然にふれあう癒しの場を確保し、もって市民の健康及び福祉の増進を図る場であるという理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

名 称	延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場
所在地	延岡市北方町上鹿川申 986 番地 45
建物概要	・管理棟(木造、93 m²) ・休憩施設(木造、191 m²) ・バンガロー(木造、47 m²)×5 棟 （木造、79 m²) × 1 棟 ・物置(木造、45 m²) ・オートキャンプ場トイレ(RC 造、33 m²) ・屋外トイレ(CB 造、5 m²) ・シャワー室（木造、10 m²)
施設設備	・テント場 ・オートキャンプ場 ・各種遊具 ・給水施設 ・駐車場他

4 使用時間

- (1) 鹿川キャンプ場の使用時間は午後 2 時から翌日の午前 10 時までとする。
- (2) 市長が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

5 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（5 年）

6 法律の遵守

鹿川キャンプ場の管理にあたっては、本仕様のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場条例
- (3) 延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場条例施行規則

指定期間中に法令の改正があったときは、改正された内容を仕様とする。

7 業務内容

- (1) 鹿川キャンプ場の運営に関すること
 - ① 鹿川キャンプ場の使用許可、使用許可の取消しその他施設の使用に関すること
 - ② 利用料金の徴収及び還付
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること
 - ① 鹿川キャンプ場内外の清掃、小破修繕
- (3) その他
 - (1)、(2) 以外については、市と協議のうえ決定すること

8 鹿川キャンプ場の利用料金

利用料金の額は、延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場条例別表（第 8 条関係）に定める金額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、利用料金を定めることとする。

なお、当該利用料金は指定管理者自らの収入とすることができる。

9 経費等について

- (1) 予算の執行
 - ① 年間の管理運営は、指定管理料と鹿川キャンプ場の利用料金収入等で行うものとする。
 - ② 建物共済掛金は市の負担とする。
- (2) 決算
 - ① 年度終了後、2 ヶ月以内に事業報告を行うこと
- (3) 立入検査

市は必要に応じて施設、備品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

10 施設の部品や修繕

- (1) 指定管理者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合には、指定管理者が原状回復あるいは実費弁償する。

- (2) 使用者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合には、使用者が原状回復あるいは実費弁償する。
- (3) 天災や老朽化、設計上又は工事施工上に起因する損傷（小破修繕は除く）等に関しては、市が負担する。

11 協定の締結

市と指定管理者は、鹿川キャンプ場の管理に関する協定を締結する。

12 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要項等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (3) 各種規定が無い場合は、市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (4) その他、仕様書に記載の無い事項については、市と協議を行う。

13 協議

指定管理者はこの仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定する。